

石綿が使用された建築物などを 解体等するときの規制について (パンフレット)

－大気汚染防止法、鳥取県石綿健康被害防止条例の規制について－

令和5年10月
鳥取県生活環境部環境立県推進課

(Ver.3.1)

はじめに

石綿（アスベスト）は優れた物性を持ち建材などに広く使われてきましたが、石綿を吸入した労働者などに、後年、健康被害が生じていることが明らかとなり、大きな社会問題となりました。そのため、現在国内においては、石綿を含む製品の製造・使用等が禁止されています。

一方で、石綿の使用が禁止される以前に建築された、石綿を含む建材が使用された建築物の解体が、今後増えることが予想されています。解体等に伴う石綿の飛散防止のため、また、解体等に従事する労働者の健康保護のため、大気汚染防止法（以下「大防法」といいます。）、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則等の法令により規制がなされているところです。

鳥取県では、石綿の飛散等に伴う県民の健康被害の防止のため、法体系を補う本県独自の制度として、「鳥取県石綿健康被害防止条例（以下「条例」といいます。）」を制定し[※]、県の責務、石綿含有材料等を取扱う事業者及び建築物の所有者等のとるべき措置、建築物その他の工作物の解体工事等に伴う石綿の飛散防止対策などを定めています。（※平成17年11月から施行）

建築物等を解体・改造・補修する際は、大防法及び条例に基づき、解体等工事前の石綿含有建材の有無に関する調査（事前調査）の実施、調査結果の記録の保存、調査結果の県への報告、作業の実施の届出、廃棄予定量の届出を行うほか、飛散防止に係る基準（作業基準）を遵守し、石綿の大気中への飛散を防ぐことが必要です。

本パンフレットは、主に大防法及び条例で規定する内容を説明するものです。掲示板ひな形、届出等様式については、「建築物などを解体等するときの規制について（様式集）」を参考にしてください。

本パンフレットは、以下の資料を参考としています。

- 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
（令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境省水・大気環境局大気環境課）
- 「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」
（令和2年11月30日付環境省水・大気環境局長通知）
- 「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について」
（令和5年6月23日付環境省水・大気環境局大気環境課長通知）
- 環境省作成リーフレット「大気汚染防止法が改正されました」
- 環境省作成資料「大気汚染防止法及び政省令の改正について」

廃棄物の取扱い、建設リサイクル法については、以下も参考としてください。

- 「建設リサイクル法の手引き」（令和3年4月 鳥取県）
- 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（第3版）（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局）

目次

届出早見表	…3
相談・届出先一覧	…5
1 定義	…6
2 事前調査	…7
2-1 事前調査の対象	…8
2-2 事前調査の方法	…9
2-3 事前調査の資格者	…11
2-4 事前調査結果の記録・保存	…12
2-5 自主施工者である個人による事前調査	…12
2-6 事前調査結果の説明	…13
2-7 事前調査結果の現場での備え置き	…15
2-8 事前調査結果の掲示	…15
2-9 事前調査結果の報告	…16
3 発注者等の配慮、下請負人への説明	…17
4 作業・工事実施届	…18
5 石綿含有材料等処理予定量の届出	…18
6 特定建築材料の除去等の方法	…19
7 作業基準	…20
7-1 作業計画の作成等	…20
7-2 作業に係る掲示	…22
7-3 除去等が完了したことの確認	…22
7-4 作業別の飛散防止措置	…23
7-5 大気中の石綿濃度等の測定	…30
8 作業結果の報告等	…31
8-1 発注者への作業結果の報告	…31
8-2 作業に関する記録の作成と保存	…31
8-3 石綿含有材料等処理状況等報告書	…32
9 罰則	…33

届出等早見表（令和5年10月1日時点）

（1）吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去等作業

届出等の種類 【 】は届出・報告者		届出先	吹付け石綿	石綿含有保温材・ 断熱材・耐火被覆材
作業前	工事計画届 【事業者】 （工事開始 14 日前まで） 労働安全衛生法第 88 条第 3 項	労働基準監督署長	必要 （封じ込め、囲い込み 作業は R3.4.1 から）	必要 （R3.4.1 から）
	建築物解体等作業届 【事業者】 （作業前） 石綿障害予防規則第 5 条	労働基準監督署長	不要 ただし、労働安全衛生法第 88 条第 3 項の 届出対象とならない業種では必要	
	事前調査結果報告書 【元請業者・自主施工者】 （作業開始 14 日前まで） 条例第 6 条の 4	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長（県東部地区）	必要 （平成 8 年までに建築された耐火建築物に該 当する場合に吹付け石綿の有無を報告）	
	事前調査結果報告書 【元請業者・自主施工者】 （遅滞なく） 大気汚染防止法第 18 条の 15 石綿障害予防規則第 4 条の 2	労働基準監督署長 県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長（県東部地区）	必要※要件に該当した場合 ・建築物の解体工事で床面積の合計が 80m ² 以上 ・建築物の改造、補修工事で請負金額が 100 万 円以上 ・工作物の解体、改造、補修工事で請負金額が 100 万円以上	
	特定粉じん排出等作業 実施届出書 【工事発注者・自主施工者】 （作業開始 14 日前まで） 大気汚染防止法第 18 条の 17	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長（県東部地区）	必要	必要
	県届出対象特定工事 実施届出書 【工事発注者・自主施工者】 （作業開始 14 日前まで） 条例第 7 条	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長（県東部地区）	不要	不要
	石綿含有材料等処理予定量届 【元請業者・下請負人・自主施工者】 （作業開始 14 日前まで） 条例第 10 条	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長（県東部地区）	必要	必要
	建設リサイクル届 【工事発注者・自主施工者】 （工事着手 7 日前まで） 建り法第 10 条	鳥取市長、米子市長、 倉吉市長、境港市長 鳥取県県土・住宅担当窓口 *「建設リサイクル法の手引き」 を参考としてください。	必要 ※要件に該当した場合 ・解体部分の床面積が 80m ² 以上の場合 ・改造等工事の請負金額が 1 億円以上の場合 ・土木工事の請負金額が 500 万円以上の場合など	
作業後	石綿含有材料等処理状況等 報告書 (*) 【石綿含有材料等処理予定量届 を提出した者】 （処理終了日から 14 日以内） 条例第 10 条の 2	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長（県東部地区）	必要	必要
適宜	特別管理産業廃棄物管理責任 者設置報告書 【事業者】 （設置後 30 日以内） 廃棄物処理法施行細則第 16 条	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長（県東部地区）	必要	必要

(*) 元請業者が発注者に報告した「作業結果の報告書」の写しを添付すること。

(2) 石綿含有成形板・セメント管、石綿含有仕上塗材、その他の石綿含有建材の除去作業

届出等の種類 【 】は届出・報告者		届出先	石綿含有成形板・セメント管	石綿含有仕上塗材	その他
作業前	工事計画届 【事業者】 (工事開始 14 日前まで) 労働安全衛生法第 88 条第 3 項	労働基準監督署長	不要	不要	不要
	建築物解体等作業届 【事業者】 (作業前) 石綿障害予防規則第 5 条	労働基準監督署長	不要	不要	不要
	事前調査結果報告書 【元請業者・自主施工者】 (作業開始 14 日前まで) 条例第 6 条の 4	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長(県東部地区)	必要 (平成 8 年までに建築された耐火建築物に該当する場合に吹付け石綿の有無を報告)		
	事前調査結果報告書 【元請業者・自主施工者】 (遅滞なく) 大気汚染防止法第 18 条の 15 石綿障害予防規則第 4 条の 2	労働基準監督署長 県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長(県東部地区)	必要※要件に該当した場合 ・建築物の解体工事で床面積の合計が 80m ² 以上 ・建築物の改造、補修工事で請負金額が 100 万円以上 ・工作物の解体、改造、補修工事で請負金額が 100 万円以上		
	特定粉じん排出等作業実施届出書 【工事発注者・自主施工者】 (作業開始 14 日前まで) 大気汚染防止法第 18 条の 17	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長(県東部地区)	不要	不要	不要
	県届出対象特定工事実施届出書 【工事発注者・自主施工者】 (作業開始 14 日前まで) 条例第 7 条	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長(県東部地区)	必要 ※一定要件以上の場合	不要	不要
	石綿含有材料等処理予定量届 【元請業者・下請負人・自主施工者】 (作業開始 14 日前まで) 条例第 10 条	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長(県東部地区)	必要 ※一定要件以上の場合	不要	不要
	建設リサイクル届 【工事発注者・自主施工者】 (工事着手 7 日前まで) 建り法第 10 条	鳥取市長、米子市長、 倉吉市長、境港市長 鳥取県県土・住宅担当窓口 *「建設リサイクル法の手引き」 を参考としてください。	必要 ※要件に該当した場合 ・解体部分の床面積が 80m ² 以上の場合 ・改造等工事の請負金額が 1 億円以上の場合 ・土木工事の請負金額が 500 万円以上の場合など		
作業後	石綿含有材料等処理状況等報告書 【石綿含有材料等処理予定量届を提出した者】 (処理終了日から 14 日以内) 条例第 10 条の 2	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長(県東部地区)	必要 ※一定要件以上の場合	不要	不要
適宜	特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書 【事業者】 (設置後 30 日以内) 廃棄物処理法施行細則第 16 条	県中部総合事務所長 県西部総合事務所長 鳥取市長(県東部地区)	不要	不要	不要

(*) 元請業者が発注者に報告した「作業結果の報告書」の写しを添付すること。

相談・届出先一覧（令和5年10月1日時点）

■ 大気汚染防止法、鳥取県石綿健康被害防止条例、廃棄物処理法

地区	相談・届出先
鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、智頭町	鳥取市 市民生活部 環境局 環境保全課 （住所）鳥取市幸町 71 番地 （電話）0857-30-8094（廃棄物担当：8092）
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	鳥取県 中部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 （住所）倉吉市東巖城町 2 （電話）0858-23-3150（廃棄物担当：3148）
米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	鳥取県 西部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 （住所）米子市糺町 1 丁目 160 （電話）0859-31-9350（廃棄物担当：9323）

■ 労働安全衛生法・石綿障害予防規則

地区	相談・届出先
鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、智頭町	鳥取労働基準監督署 （住所）鳥取市富安 2 丁目 89-4 鳥取第一合同庁舎 4 F （電話）0857-24-3211
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	倉吉労働基準監督署 （住所）倉吉市駄経寺町 2-15 倉吉地方合同庁舎 3 F （電話）0858-22-6274
米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	米子労働基準監督署 （住所）米子市東町 124-16 米子地方合同庁舎 5 F （電話）0859-34-2233

■ 建設リサイクル法

「建設リサイクル法の手引き」（令和3年4月 鳥取県）を参考としてください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/45150.htm>

1 定義

本パンフレットで使用する用語は、大防法及び条例に基づき、以下のとおりです（要約しています）。
 なお、石綿を 0.1 重量% を超えて含有する製品・建材等が規制対象となります。

大防法	大気汚染防止法
大防法施行令	大気汚染防止法施行令
大防法施行規則	大気汚染防止法施行規則
条例	鳥取県石綿健康被害防止条例
条例施行規則	鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則
特定粉じん	石綿
特定粉じん排出等作業	吹付け石綿など石綿を含有する建材の除去等作業 （レベル1建材からレベル3建材の除去等作業、 すべてが該当します。 ）
石綿粉じん排出等作業	石綿成形板又は石綿セメント管除去作業
特定建築材料	石綿を含有する建築材料
石綿含有材料等	吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材、石綿成形板、石綿セメント管
特定工事	特定粉じん排出等作業をともなう建設工事 （レベル1建材からレベル3建材の除去等作業をともなうすべての建設工事）
県特定工事	石綿粉じん排出等作業をともなう建設工事 （石綿成形板、石綿セメント管の除去作業をともなう建設工事）
建築物	すべての建築物をいい、建築物に設けるガスもしくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む
工作物	「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は 工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう。（例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等） *大防法に基づく事前調査結果の報告対象となる工作物 （特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物） ①反応炉、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁および天井板、⑰観光エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

2 事前調査 (大防法第 18 条の 15、条例第 6 条の 2)

■ 工事の元請業者又は自主施工者の責務

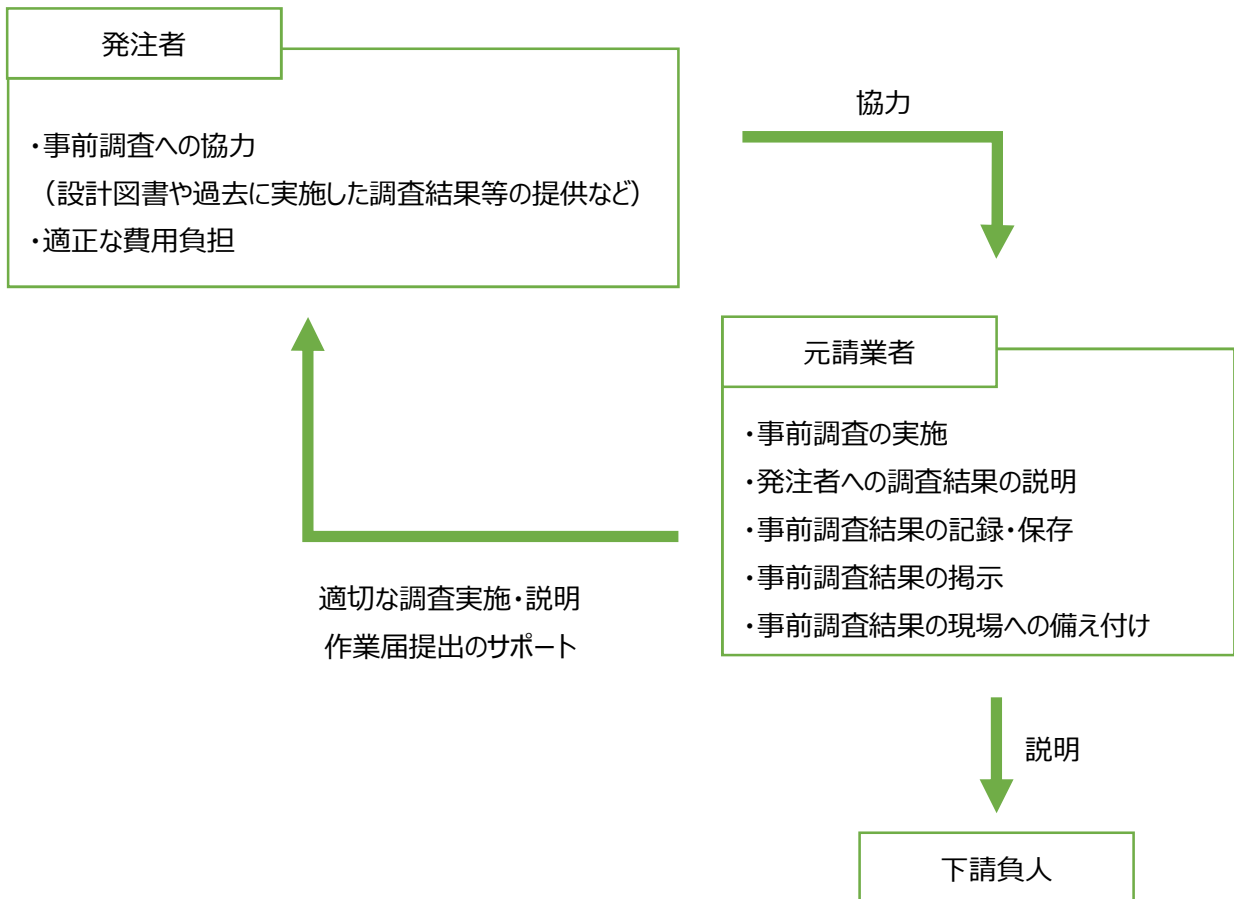
建築物や工作物を解体、改造、補修する場合、作業前に、建築物又は工作物に使用されている建材について、石綿の有無を調査し、その結果を**記録、保存し、労働基準監督署、県又は鳥取市へ報告**する必要があります。また、元請業者は、事前調査の結果を発注者に説明する必要があります。

元請業者は、作業を下請負人に発注する場合は、下請負人に対しても事前調査の結果を説明してください。

■ 工事の発注者の配慮等

元請業者が行う事前調査に、適切な費用を負担するなど協力が必要です。

また、元請業者からの説明を受け、当該工事が届出対象特定工事又は県届出対象特定工事に該当する場合は、県又は鳥取市に作業届を提出する必要があります。



2-1 事前調査の対象

- 建築物・工作物の解体、改造又は補修作業を行う工事は事前調査の対象となります。
ただし、表 2-1 に該当する作業は、事前調査の対象外です。

表 2-1 事前調査の対象外となる作業（令和 2 年 11 月 30 日付環境省水・大気環境局長通知）

1	木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなもので、周囲の材料を損傷させるおそれのない作業（*） （*）・手作業や電動ドライバー等の電動工具により 容易に取り外すことが可能 ・ボルト、ナット 等の固定具を取り外すことで除去、取り外しが可能
2	釘を打って固定、刺さっている釘を抜くなど、材料に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業 ※電動工具等を使用し、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査を行う必要があります。
3	既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業など材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
4	次の工作物の解体・改造・補修作業 ・国土交通省により石綿が使用されていないことが確認された工作物（a から k） ・経済産業省により石綿が使用されていないことが確認された工作物（l 及び m） ・農林水産省により石綿が使用されていないことが確認された工作物（f 及び n） <hr/> a 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 2 号に規定する外郭施設及び同項第 3 号に規定する係留施設 b 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設 c 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備 d 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設 e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設 f 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設 g 鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 9 条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く） h 軌道法施行規則（大正 12 年内務省・鉄道省令）第 9 条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く） i 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（1 の工作物のうち建築物に設置されているもの、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和 2 年環境省告示第 77 号）に掲げる工作物を除く。） j 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令 56 号）第 79 条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設 l ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分 m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 3 条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分 n 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）

2-2 事前調査の方法 (大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 5、条例第 6 条の 2)

- 工事の元請業者又は自主施工者は、法に定める方法により事前調査を実施する必要があります。
- 事前調査は、下図および表 2-2-1 のとおり、まず、「設計図書その他の書面による調査及び目視調査」を行います。石綿の使用の有無が明らかにならなかったときは、分析による調査を行って石綿使用の有無を確認してください。
なお、分析を行わないで、当該建材を石綿が含有されているとみなして届出手続き等を行うことも可能です。
- 石綿の使用が禁止された平成 18 年 9 月 1 日以降に設置工事が着手されたことが明らかな建築物等は、表 2-2-2 の要件を設計図書等の書面により確認することができれば、目視による調査は不要です。
- 大防法及び条例の事前調査は、石綿障害予防規則で定める事前調査と兼ねて実施することができます。

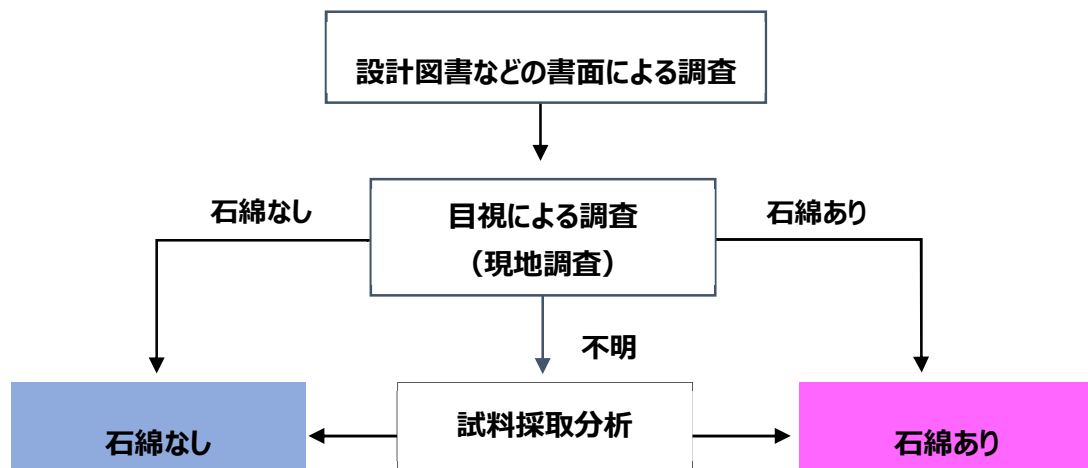


表 2-2-1 事前調査の方法

(大防法施行規則第 16 条の 5、令和 2 年 11 月 30 日付環境省水・大気環境局長通知)

(1) 設計図書等の書面による調査及び目視による調査	設計図書等の書面による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の設置工事に着手した日の調査 ・使用されている建築材料の種類調査 ・石綿（アスベスト）含有建材データベース等を使用した調査 等
	目視による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書と異なる点がないか ・建築材料に印字されている製品名・製造番号等の確認 ・石綿含有建材である可能性が高い建材の特定 等
(2) 分析による調査	(1) で石綿の有無が分からなかった場合に実施 ※ただし、石綿含有建材であると「みなし」て作業を行う場合は不要	

※解体等工事に着手する前に目視ができない箇所については、工事着手後に目視調査が可能となった時点で調査を行ってください。

表 2-2-2 事前調査を行ったものと取り扱える建築物と要件

(大防法施行規則第 16 条の 5、令和 2 年 11 月 30 日付環境省水・大気環境局長通知)

建築物等		事前調査を行ったものと取り扱える要件
1	過去に石綿使用の有無が調査されている建築物等	大防法・石綿障害予防規則に定める方法により実施された事前調査結果の記録の確認ができること
2	H18.9.1 以後に設置工事に着手した建築物等	設計図書その他書面により、 <u>着手・設置年月日が明らかであること</u>
3	H18.9.1 以後に設置工事に着手した非鉄金属製造業施設の設備（配管を含む。以下同じ。）で、H19.10.1 以後にその接合部分にガスケットを設置したもの	
4	H18.9.1 以後に設置工事に着手した鉄鋼業施設の設備で、H21.4.1 以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの	
5	H18.9.1 以後に設置工事に着手した化学工業施設の設備であって、H23.3.1 以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの	
6	H18.9.1 以後に設置工事に着手した化学工業施設の設備であって、H24.3.1 以後にその接合部分にガスケットを設置したもの	

2-3 事前調査の資格者 (大防法施行規則第 16 条の 5、条例施行規則第 6 条の 2)

■表 2-3 のとおり、設計図書その他の書面による調査及び目視による調査は、必要な知識を有する者が行う必要があります。

■また、分析による調査は、石綿障害予防規則で定める者が行う必要があります。
分析調査を依頼する場合には、分析機関に確認をするほか、分析結果報告書などにより、適切に実施されていることを確認してください。

※解体等する建築物の設置工事の着手日を設計図書その他の書面により調査するときは、必ずしも資格者である必要はありません。

表 2-3 事前調査を行う者

事前調査の方法	事前調査の実施日	資格者
(1) 設計図書等の書面による調査及び目視による調査	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物石綿含有建材調査者（特定・一般・一戸建て） （一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみの調査に限ります。） ・令和 5 年 9 月 30 日までに（一社）アスベスト調査診断協会に登録された者
	工作物	<p>【条例規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士（建築士法） ・建築施工管理技士（建設業法） ・石綿作業主任者（労働安全衛生法） ・アスベスト診断士 （令和 5 年 9 月 30 日までに（一社）アスベスト調査診断協会に登録された者） ・建築物石綿含有建材調査者（特定・一般） ・工作物石綿事前調査者
(2) 分析による調査	<p>（石綿障害予防規則第 3 条第 6 項、厚生労働省告示第 277 号） 適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格したもの ・「石綿分析技術の評価事業」（（公社）日本作業環境測定協会実施）の A ランク又は B ランク認定分析技術者 ・「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」修了者 （一社）日本環境測定分析協会実施 ・「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）」合格者 （一社）日本環境測定分析協会実施 ・「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」 （一社）日本環境測定分析協会実施 	

2-4 事前調査結果の記録・保存

(大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 8、条例第 6 条の 2、条例規則第 6 条の 2)

- 工事の元請業者・自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、記録簿を **5 年間**保存してください。

表 2-4 事前調査結果の記録事項・保存期間

(1) 記録事項	大防法	①発注者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名 ②解体等工事の場所 ③解体等工事の名称及び概要 ④事前調査終了年月日、事前調査の方法 ⑤解体等工事を行う建築物の設置工事の着手年月日 (H18.9.1 以降の建築物等かどうか分かる程度で可) (表 2-2-2 の建築物等に該当する場合は、建材の設置年月日) ⑥建築物等の概要 (構造 (木造等)・階数・延べ面積等) ⑦改造又は補修作業を行う場合、当該作業の対象となる建築物等の部分 ⑧分析による調査を行ったときは、調査箇所、調査者氏名、調査者の所属する機関名 (法人名) ⑨各建築材料が特定建築材料に該当するか否か、その根拠 (みなしとする場合は、その旨を記載) ⑩事前調査実施者 (資格者) 氏名 *⑩は R5.10.1 から
	条例	①建築物等の種類 (耐火建築物、準耐火建築物等) 及び名称 ②調査をした者の氏名及び資格 ③使用されている石綿含有材料等の種類、量及び調査箇所 (使用されていない場合はその旨) ④その他、参考となる事項
(2) 保存が 必要な書類 等	大防法	① (1) を記録した記録簿等 ②調査者の資格を証明する書類 (講習修了証、登録証) *②は R5.10.1 から
	条例	(1) を記録した記録簿等
(3) 保存期間	解体等工事が終了した日から 5 年間 【条例規定】*大防法では 3 年間	

2-5 自主施工者である個人による事前調査

- 工事の自主施工者である個人が、**軽微な建設工事を行う場合は**、表 2-5 のとおり自ら事前調査を行うことが可能です。(※解体等工事を業として行う場合は除きます。)
- この軽微な建設工事を特定工事とみなして実施する場合は、事前調査結果の記録・保存方法を簡易な方法にすることができます。

表 2-5 自主施工者が自ら事前調査できる工事

(令和 2 年 11 月 30 日付環境省水・大気環境局長通知)

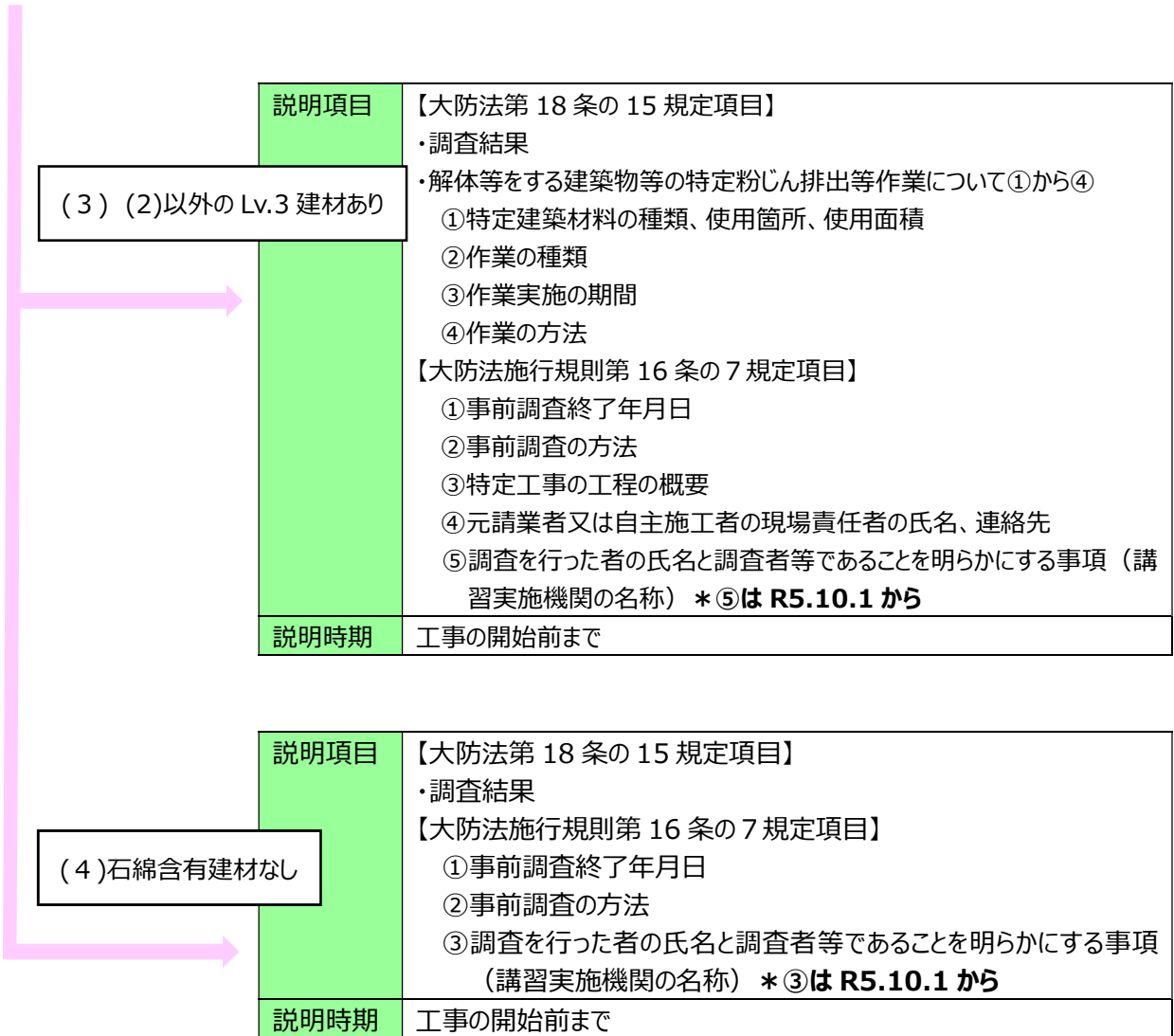
工事の内容	建築物の改造又は補修のみの工事で、排出、飛散する粉じんの量が著しく少ない軽微な建設工事 (床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の作業のみを行う工事)
事前調査の方法	目視及び設計図書の確認 (特定工事とみなす場合は不要)
事前調査結果の記録・保存の方法	特定工事であるとみなす場合に、工事する建築物等の部分の工事着手前の写真及び作業の様子を撮影して、当該写真を設計図書その他の書面とともに保存する。

2-6 事前調査結果の説明

(大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 7、条例第 6 条の 3、条例施行規則第 6 条の 3)

- 工事の元請業者は工事の発注者に対し、事前調査結果を、書面を交付して説明します。
元請業者は、説明書面を工事の終了後、3 年間保存する必要があります。

事前調査	説明項目	<p>【大防法第 18 条の 15 規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果 ・解体等をする建築物等の特定粉じん排出等作業について①から⑤ <ol style="list-style-type: none"> ① 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ② 作業の種類 ③ 作業実施の期間 ④ 作業の方法 ⑤ 作業を法第 18 条の 19 の方法(P19 参考)でできないときは、その理由 <p>【大防法施行規則第 16 条の 7 規定項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事前調査終了年月日 ② 事前調査の方法 ③ 建築物等の概要（構造・階数・延べ面積等）、配置図及び付近の状況 ④ 特定工事の工程の概要 ⑤ 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡先 ⑥ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、下請負人の現場責任者の氏名、連絡先 ⑦ 調査を行った者の氏名と調査者等であることを明らかにする事項（講習実施機関の名称）* ⑦は R5.10.1 から
	説明時期	特定粉じん排出等作業開始の 1 4 日前まで
(1) Lv.1,2 建材あり <u>(届出対象特定工事に該当)</u> (P18 参考)	説明項目	<p>【大防法第 18 条の 15 規定項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果 ・解体等をする建築物等の特定粉じん排出等作業について①から④ <ol style="list-style-type: none"> ① 特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ② 作業の種類 ③ 作業実施の期間 ④ 作業の方法 <p>【大防法施行規則第 16 条の 7 規定項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事前調査終了年月日 ② 事前調査の方法 ③ 特定工事の工程の概要 ④ 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡先 ⑤ 調査を行った者の氏名と調査者等であることを明らかにする事項（講習実施機関の名称）* ⑤は R5.10.1 から <p>【条例第 6 条の 3、条例規則第 6 条の 3 規定項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 作業の対象となる建築物等の概要（構造、階数、延べ面積等） ② 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、下請負人の現場責任者の氏名、連絡先 ③ 説明年月日
説明時期	調査終了後速やかに説明すること。 また、解体等工事開始の日との間に 1 4 日以上の間を置くこと	
(2) 一定要件以上の Lv. 3 建材あり <u>(県届出対象特定工事に該当)</u> (P18 参考)		



2-7 事前調査結果の現場での備え置き (大防法第 18 条の 15、条例第 6 条の 2)

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査の記録の写しを、当該解体等工事の現場に備え置くことが必要です。
- 「現場に備え置く」とは、解体等工事の施工期間中、事前調査結果の記録の写しを、工事を施工する人や県又は鳥取市担当者が、現場で確認可能な状態であれば差し支えありません。

2-8 事前調査結果の掲示

(大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 9・10、条例施行規則第 6 条の 4)

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、工事の現場に表 2-8 のとおり事前調査結果を掲示してください。レベル 1、2、3 建材の除去作業のほか、石綿含有建材がない場合でも掲示が必要です。
- 石綿障害予防規則などの他の法令に基づく掲示に追記しても差し支えありません。
また、作業実施の掲示と 1 枚に集約して掲示することも可能です。
※ 掲示板のひな形は、様式集をご覧ください。

表 2-8 事前調査結果の掲示の方法

掲示の場所	解体等工事の現場 * 公衆に見やすいように掲示してください。 * 石綿障害予防規則では作業者の見やすい場所に掲示することが必要です。
掲示の期間 【条例規則規定】	解体等工事の開始の日から終了の日まで
掲示板の大きさ	長さ 42.0 cm×幅 29.7 cm又は長さ 29.7 cm×幅 42.0 cm (A3 サイズ) 以上の大きさ * 広く周知する観点から、40 cm×60 cm程度の大きいものが望まれます。
掲示事項	① 事前調査の結果 (特定工事に該当するかどうか) ② 工事の元請業者又は自主施工者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名 ③ 事前調査の終了年月日 ④ 事前調査の方法 (書面・目視・分析) 【特定建築材料 (レベル 1 からレベル 3) があつた場合は⑤についても掲示】 ⑤ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物・工作物の部分、特定建築材料の種類

2-9 事前調査結果の報告

(大防法第 18 条の 15、大防法施行規則第 16 条の 11、条例第 6 条の 4、条例施行規則第 6 条の 5)

- 条例では、平成 8 年までに建築された耐火建築物（吹付け石綿が使用されている可能性が高い建築物）を解体する場合に、吹付け石綿の有無についての事前調査の結果の報告を求めています。
元請業者又は自主施工者は、作業開始の 14 日前までに県又は鳥取市に報告してください。
- また、令和 4 年 4 月 1 日より大防法に基づく事前調査結果の報告が、元請業者又は自主施工者に義務付けられました。
- 事前調査結果の報告が必要となる工事等は、表 2-9 のとおりです。
- 解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者は、報告時期までに事前調査の結果を県又は鳥取市に報告してください。
なお、災害などの非常事態の発生により、作業を緊急に行う必要があるときは速やかに報告をしてください。

表 2-9 事前調査結果の報告の対象等

法・条例	報告対象	報告者	報告時期	報告の方法
大防法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が 80m²以上 ・建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計^(※1)が 100 万円以上であるもの ・工作物^(※2)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計が 100 万円以上 	元請業者 又は 自主施工者	遅滞なく	原則、電子報告システムによる報告 ※電子報告ができない場合は大防法施行規則様式第 3 の 5 による報告
条例	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8 年までに建築された耐火建築物を解体する作業 		作業開始の 14 日前まで	条例施行規則様式第 1 号

* 1) 「請負代金の合計」とは、材料費・消費税を含めた作業全体の請負額です（事前調査の費用は含まない）

* 2) 報告対象となる「工作物」については、6 ページを参考としてください。

なお、工作物に係る事前調査結果報告については、以下に留意してください。

配管設備	農業用パイプラインは含みますが、水道管は含まれません。
送電設備のケーブル	延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、事前調査の対象に含まれます。
トンネル	鉄道施設は含まれません（「鉄道施設」…鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道施設を含む。）

* 3) 工事を分割して請け負う場合には、以下のとおり取り扱います。

①解体等工事を同一者が2つ以上の契約に分割して請け負う場合
1つの契約で請け負ったものとみなします
②建築物内部に工作物が設置されている場合など建築物と工作物が混在するものの解体等工事で、建築物と工作物にそれぞれ分割して請け負う場合
1つの契約で請け負ったものとみなします。 この場合、建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が80m ² 以上又は工事全体の請負金額の額が100万円以上である場合に、1件の解体等工事として報告してください。
③平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した工作物について、同一の部分を定期的に改造又は補修する場合
改修又は補修作業を伴う建設工事について一度報告を行えば、同一部分の工事については、その後の報告は不要です。

3 発注者等の配慮、下請負人への説明

(大防法第18条の15、16、条例第9条、第6条の3)

- 工事の発注者は以下に配慮してください。
 - ・元請業者が行う事前調査について、調査に必要な費用を適正に負担するほか、調査に必要な書面を提供するなど、協力をしてください。
 - ・工事施工者に対し、施工方法、工期、工事費、その他請負契約に関する事項について、作業基準等の遵守を妨げるおそれのある条件をつけないようにしてください。
- 工事の元請業者は以下に配慮してください。
 - ・請け負った工事の全部又は一部を下請負人に請け負わせる場合は、下請負人に対し、施工方法、工期、工事費、その他請負契約に関する事項について、作業基準等の遵守を妨げるおそれのある条件をつけないようにしてください。
- 工事の元請業者又は下請負人が、請け負った特定工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるとき（下請け契約を締結するとき）は、表4の事項を説明します。
法、条例に基づく作業基準等の遵守を相互理解したうえで、契約を締結してください。
説明は、口頭によって行うことができますが、契約書面等に記載し説明することが望まれます。

表4 下請け契約時の説明事項

説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定粉じん排出等作業の方法 ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ・特定粉じん排出等作業の種類 ・特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所・使用面積
------	---

※) これらの項目は、「特定粉じん排出等作業実施届」の届出項目と重複します。
届出書様式を活用するなど、適切な説明に努めてください。

- 元請業者は下請負人に事前調査結果についても説明してください。
※説明事項は、「2-6 事前調査結果の説明」に記載した発注者への説明事項と同様です。

4 作業・工事実施届 (大防法第 18 条の 17、条例第 7 条)

(特定粉じん排出等作業実施・県届出対象特定工事実施の届出)

- 工事の**発注者又は自主施工者**は、石綿含有材料等が使用された建築物・工作物を解体、改造、補修するときは、大防法・条例に基づき、**作業開始の 14 日前までに、県又は鳥取市**に届出が必要です。
なお、災害などにより緊急に作業を行う場合は、速やかに届出てください。
- 県又は鳥取市では、届出内容を作業基準（石綿の飛散防止基準）等に適合するか審査します。
基準に適合しない場合は、計画の変更を勧告又は命令をすることがあります。

表 4 届出が必要となる作業の内容等

法・条例	届出対象作業	報告者	報告時期	報告の方法
大防法	建築物等の解体、改造又は補修作業で、次の建材の除去等作業を行うもの ・吹付け石綿 ・石綿含有保温材、断熱材及び耐火被覆材	発注者 又は 自主施工者	石綿除去等 作業開始の 14 日前まで	大防法施行 規則様式第 3 の 4 により 届出
条例	石綿成形板又は石綿セメント管を使用した建築物等の解体、改造又は補修作業で、除去する建材の規模が次に該当するもの ①石綿成形板…作業に係る部分の床面積※の合計が 10m ² （建築基準法に基づく除却届と同程度）を超え、かつ、当該作業により撤去する石綿成形板の面積の合計が 10m ² を超えるもの ②石綿セメント管…管の延長が 10m を超えるもの ※ 作業に係る部分の床面積 撤去する石綿成形板が使用されている壁、床、天井等が接する部屋の床面積。屋根に石綿成形板が使用されている場合は、屋根の水平投影面積。			条例規則様 式第 2 号に より届出

5 石綿含有材料等処理予定量の届出 (条例第 10 条)

- 大防法又は条例に基づき「4 作業・工事実施届」を提出する工事（届出対象特定工事等）については、工事元請業者又は下請負人、自主施工者が、**作業開始の 14 日前までに**、処理する予定の石綿含有材料等の種類、量及び処理の方法を、県又は鳥取市に届け出てください。

6 特定建築材料の除去等の方法 (大防法第 18 条の 19)

(*令和 3 年 4 月 1 日新設されました)



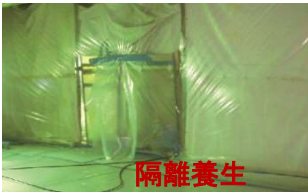


- 法改正により、吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去等作業については、**表 6 に示す方法で作業を行わなかった者に対して、直接罰の適用規定が設けられました。**

(3 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)

- ただし、建築物等が倒壊するおそれがあり、表 6 に示す方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、速やかに届出窓口に相談してください。

- 元請業者、下請負人、自主施工者は、作業の方法を遵守してください。

表 6 除去等の措置とその方法

措置	方法
除去	<p>(1) かき落とし、切断、又は破砕することなく取り外す方法</p>  <p>(そのまま取り外す方法)</p>
	<p>(2) 除去を行う場所を他の場所から隔離し (前室も設置)、除去を行う間、JIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>(隔離 + 集じん・排気装置を使用する方法)</p>
	<p>(3) (2) に規定する方法と同等以上の効果を有する方法 (例: グローブバッグ)</p> <p>(例) グローブバッグ工法</p> 
<p>建築物等を改造・補修する場合で、当該特定建築材料からの石綿の飛散を防止するための処理</p>	<p>・<u>囲い込み又は封じ込めの方法</u></p> <p>ただし、吹付け石綿、石綿含有保温材等の切断、破砕等を伴う囲い込み又封じこめを行う場合は、①作業を行う場所を他の場所から隔離すること、②囲い込み等を行う間、隔離した場所において JIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p>

7 作業基準 (大防法第 18 条の 14、20、21、22、大防法施行規則第 16 条の 4、条例第 7 条の 2)

- 石綿の飛散を防止するため、大防法及び条例により作業基準が定められています。
工事の元請業者、下請負人、自主施工者は、作業基準を遵守して、除去等の作業を実施してください。

7-1 作業計画の作成等 (令和 3 年 4 月 1 日より新たに義務付けされました)

- 石綿の取り残しや不適切な作業による石綿の排出・飛散を防止するため、作業の記録、適切に作業が行われていることの確認、また、石綿の取り残しがないことの確認が作業基準に規定されました。
- 作業計画の作成等は、すべての特定建築材料（レベル 1、レベル 2、レベル 3）の除去、囲い込み、封じ込め作業において必要です。

<p>(1) 作業計画の作成</p>	<p>元請業者又は自主施工者が作成します 計画には①から⑩を記載します。 これらは、法に基づく特定粉じん排出等作業実施届の届出項目と一致します。 作業計画の作成は<u>届出の有無に関わらず、すべての特定工事において必要</u>です。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px;"> <p>① 工事の発注者の氏名、名称、住所、法人の場合は代表者の氏名 ② 工事の場所 ③ 特定粉じん排出等作業の種類 ④ 特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤ 作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ⑥ 作業の方法 ⑦ 建築物等の概要、配置図、付近の状況 ⑧ 工事の工程の概要 ⑨ 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所 ⑩ 下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所</p> </div>
↓	
<p>(2) 作業実施状況の記録と保存</p>	<p>元請業者、自主施工者又は下請負人は、施工の分担に応じて、作業の実施状況を記録し、<u>工事が終了するまでの間保存</u>します。①から④は必ず記録してください。 点検記録用紙のほか、写真、動画を添付することが望まれます。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0ff; padding: 5px;"> <p>確認事項：集じん排気装置の正常稼働確認、作業室・前室の負圧確認、 隔離解除前の石綿の飛散の恐れがないことの確認等</p> <p>① 確認年月日 ② 確認の方法 ③ 確認の結果、補修等の措置を行った場合はその内容 ④ 確認者の氏名</p> </div>
↓	
<p>(3) 計画に基づく作業実施の確認</p>	<p>元請業者は、下請負人が作成した作業記録を確認し、作業計画に基づき、適切に作業が実施されていることを確認、記録を作成・保存します。</p>
↓	
<p>(4) 作業完了後の確認</p>	<p>元請業者又は自主施工者は、取り残しや不適切作業による石綿の排出・飛散を防止するため、作業の記録により適切に作業が行われていることを確認するほか、「知識を有する者」に目視確認させ、石綿の取り残しがないか確認します。 ※詳細は「7-3 作業結果の報告等」を参考としてください。</p>

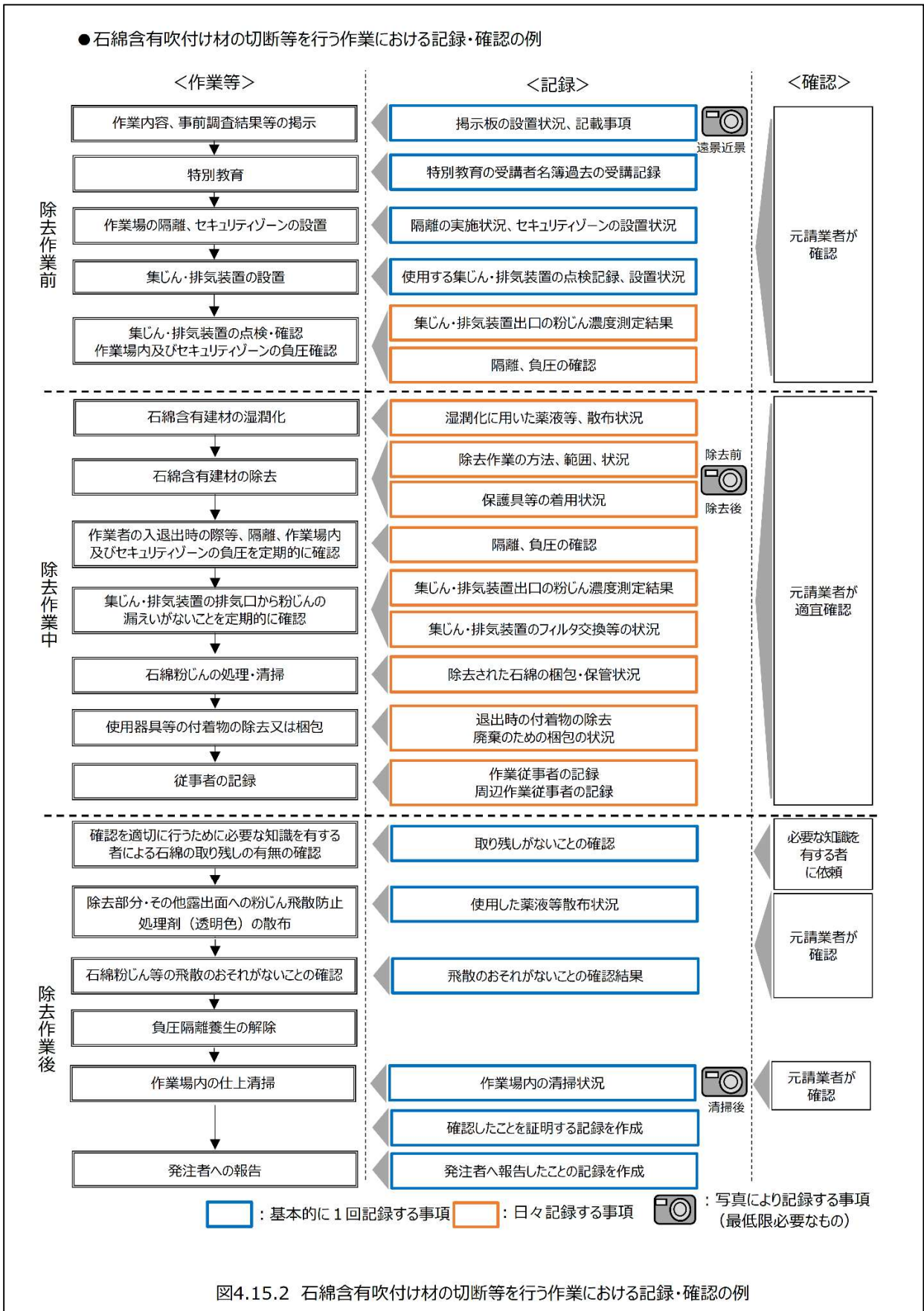


図4.15.2 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録・確認の例

7-2 作業に係る掲示

(大防法第 18 条の 14、大防法施行規則第 16 条の 4、条例第 7 条の 3、条例施行規則第 7 条の 2)

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、表 6-2 のとおり、作業を行う場所に必要事項を記載した掲示板を設置してください。レベル 1、2、3 建材除去作業のすべてに適用されます。
- 大防法、条例、石綿障害予防規則などで規定された項目を 1 枚の掲示板にまとめて掲示することが可能です。また、「2-8 事前調査結果の掲示」と 1 枚にまとめて掲示することも可能です。
- 掲示内容に変更が生じたときは、速やかに修正してください。

表 7-2 作業に係る掲示

掲示の場所	解体等工事の現場 * 公衆に見やすいように掲示してください。 * 石綿障害予防規則では作業者の見やすい場所に掲示することが必要です。
掲示の期間	作業開始の 7 日前 から作業終了まで
掲示板の大きさ	長さ 42.0 cm×幅 29.7 cm又は長さ 29.7 cm×幅 42.0 cm (A3 サイズ) 以上の大きさ * 広く周知する観点から、40 cm×60 cm程度の大きいものが望まれます。
掲示事項	【大防法施行規則第 16 条の 4 第 2 項項目】 ① 工事発注者、元請業者又は自主施工者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名 ② 大防法に基づき作業実施の届出をした場合、届出年月日と届出先 ③ 元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名、連絡場所 ④ 作業実施の期間 ⑤ 作業の方法 【条例第 7 条の 3、条例施行規則第 7 条の 2】 ① 作業の種類 ② 元請業者又は自主施工者の現場責任者の連絡先 ③ 石綿の大気中への排出、飛散を防止するための措置の概要 ④ 条例に基づき作業実施の届出をした場合、届出年月日と届出先

7-3 除去等が完了したことの確認 (大防法施行規則第 16 条の 4)

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、除去等の作業の完了後に、石綿の取り忘れがないこと等を「知識を有する者」に目視で確認させることが必要です。表 7-3 を参考としてください。

表 7-3 作業が適切に行われたことの確認の方法等

種類	確認者 (知識を有する者)	確認事項	確認方法
建築物	・建築物石綿含有建材調査者【特定・一般・一戸建て】 ※一戸建て等調査者については、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限られます。 ・令和 5 年 9 月 30 日までに (一社) アスベスト調査診断協会に登録された者 ・石綿作業主任者	・石綿の取り残しがないこと ・囲い込み、封じ込めが適切に行われていること <u>* 養生を行った場合は、養生を解く前に行うこと。</u>	目視調査
工作物	・石綿作業主任者		

* 自主施工者が行う「軽微な建設工事」は、当該確認について資格者要件が適用されませんが、資格者による確認が望まれます。(解体等工事を業として行う者を除く。)

7-4 作業別の飛散防止措置 (大防法施行規則別表 7、条例施行規則別表)

(1) 吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去等作業

■大防法に規定される解体作業における吹付け石綿等の除去等作業の作業基準は表 7-4-1 のとおりです。

※表 7-4-1 は、大防法施行規則別表 7 の一のみを抜粋しています。石綿含有断熱材等をかき落とし・切断・破碎以外の方法で行う場合や、封じ込め・囲い込み作業を行う場合などは、別に作業基準が定められているので注意してください。

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」も確認してください。

■ 2 日を超える作業を行う場合、**条例に基づき大気中の石綿濃度等の測定 (7-5) を行う必要があります。**

表 7-4-1 作業の種類ごとの作業基準 (吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材)

解体等作業のうち、吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去する場合	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所 (以下「作業場」という。) を他の場所から 隔離すること 。隔離に当たっては、 作業場の出入口に前室を設置すること 。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち 、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた 集じん・排気装置を使用すること 。 ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する 集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認 し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、 作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認 し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により 湿潤化すること 。 ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより 集じん・排気装置が正常に稼働することを確認 し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の 清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること 。
---	---

■解体作業にあたっては、作業場所の隔離、前室の設置、集じん排気装置の設置、湿潤化が必要です。また、集じん排気装置の正常稼働確認、作業場・前室の負圧確認も必要です。

■「清掃その他の特定粉じんの処理を行う」とは、床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんの清掃のほか、作業場内の空気中に浮遊している石綿の集じん、隔離に用いたシート等の排気にあたっての

梱包等をいいます。

- 「特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること」とは、隔離解除前に作業室内の石綿濃度測定等を行い、石綿が飛散していないことを確認します。
- 令和2年の大防法改正により、集じん・排気装置の正常稼働確認の頻度と、作業場・前室の負圧確認の頻度が強化されました。

確認の種類	タイミング・頻度	確認の方法
集じん・排気装置の正常稼働確認	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんを迅速に測定できる機器を使用する（デジタル粉じん計など） ・作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないことを確認する。
	除去等を行う日の作業開始後	
	集じん・排気装置の使用場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	
	その他、必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等）	
作業場・前室の負圧確認	除去等を行う日の作業開始前	<ul style="list-style-type: none"> ・微差圧計やスモークテスト等により空気の流れを確認する。
	作業中断時（休憩や当日の作業終了で退室したとき）	

（２）石綿含有仕上塗材の除去作業

- 石綿含有仕上塗材の除去作業については、大防法で表 7-4-2 の基準が規定されています。
- 吹付けパーライト、吹付けバーミキュライトについては「吹付け石綿」に分類されるため、（１）に従って作業をしてください。
※方法等の詳細は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を確認してください。

表 7-4-2 作業の種類ごとの作業基準（石綿含有仕上塗材）

除去	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
	イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（口の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）
	ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは 、次に掲げる措置を講ずること。
	（１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
	（２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
	ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

- 原則、薬液等（水、剥離剤が含まれます）による湿潤化が必要です。
- 電気グラインダーその他の電気工具を用いる場合は、周辺に石綿が飛散しないよう、隔離養生（負圧不要）をすることが必要です。
- 隔離養生は、作業場の周囲及び上下をビニールシート、防災シート、防音シート、防音パネルで囲うことを言います。※セキュリティーゾーンの設置、集じん排気装置の設置による負圧化までの必要はありません。
- 「電気工具」とは、ディスクグラインダー、ディスクサンダーを指し、高圧水洗工法や超音波ケレン工法は含まれません。
- ディスクグラインダー、ディスクサンダーを使用する工法は、湿潤化と養生（負圧不要）が必要です。
※十分な集じん機能付きの集じん装置を使用した場合、湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有すると判断される場合もあります。
- 高圧水洗工法や超音波ケレン工法を採用する場合は、湿潤化が必要です。また、現場の状況によって養生（負圧不要）を行うことが望まれます。
- 石綿含有仕上塗材の処理工法として、下記の 15 種類の工法が挙げられます。
- 石綿含有仕上塗材は、石綿含有廃棄物に分類されます。

工法
①水洗い工法
②手工具ケレン工法
③集じん装置併用手工具ケレン工法
④高圧水洗工法（15Mpa 以下、30～50Mpa 程度）
⑤集じん装置付き高圧水洗工法 （15Mpa 以下、30～50Mpa 程度）
⑥超高压水洗工法（100Mpa 以上）
⑦集じん装置付き超高压水洗工法（100Mpa 以上）
⑧超音波ケレン工法 （HEPA フィルター付き掃除機併用含む）
⑨剥離剤併用手工具ケレン工法
⑩剥離剤併用高圧水洗工法（30～50Mpa 程度）
⑪剥離剤併用超高压水洗工法（100Mpa 以上）
⑫剥離剤併用超音波ケレン工法
⑬ディスクグラインダーケレン工法
⑭集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
⑮その他（上記の方法と同等以上の効果を有する工法）

(3) 石綿含有成形板の除去作業

■ 石綿含有成形板の除去作業については、大防法・条例により、作業基準が定められています。作業基準は、表 7-4-3 のとおりです。

■ 撤去する石綿含有成形板の面積が 1,000m²以上の場合、条例に基づき大気中の石綿濃度測定(7-5)が必要です。

表 7-4-3 作業の種類ごとの作業基準 (石綿含有成形板)

	大防法	条例
建築物の解体、改造、補修等にもなう石綿含有成形板の除去作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（八に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業を行うこと又は石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散(以下「石綿の飛散等」という。)を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>ア 作業対象建築物等をシート等により覆うこと。</p> <p>イ 作業対象建築物等を湿潤化すること。</p> <p>ウ 石綿の飛散等を適切に防止することのできる工法により行うこと。</p> <p>エ 解体した石綿成形板は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、細かく破砕されたものは容器への封入又は包装により密閉した上で、場外に搬出すること。</p>

■ 「石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの」として、「**けい酸カルシウム板第 1 種**」が定められています。

■ 大防法及び条例で定める作業基準を整理すると次のとおりです。基準を遵守して作業をしてください。

	大防法・条例で求める作業ごとの作業基準（石綿含有成形板）	
	・けい酸カルシウム板第1種を 切断、破砕等して除去する場合	・けい酸カルシウム板第1種を 切断、破砕等せず除去する場合 ・その他の石綿含有成形板を除去する場合
工法	切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと（原則、てばらし）	
湿潤化	薬液等により湿潤化すること（*1）	
養生	周辺を事前に養生すること ※養生は負圧不要ですが、作業場の周囲及び上下をシート等で囲うこと（*2） ※切断、破砕しない場合でも、条例に基づき4方向のシート養生を行うこと（*3）	作業対象建築物等の 4方向をシート等で囲うこと（*3）
清掃	養生を解く前に、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。	
廃棄物の 取扱い	解体した石綿含有成形板は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、細かく破砕されたものは容器への封入、包装により密閉し、場外に搬出すること。	

（*1）湿潤化は、水によることも可能です。

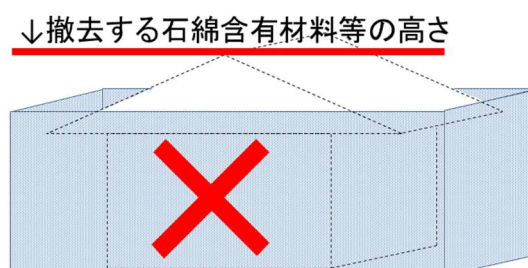
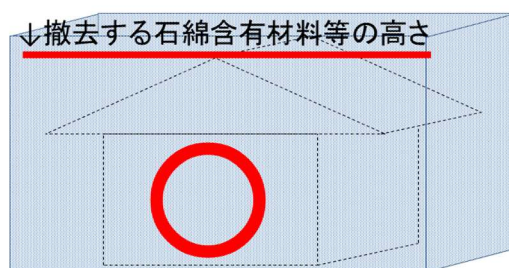
（*2）作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲います。

（*3）条例で定める石綿含有成形板に係る作業基準のうち、「作業対象建築物等をシート等により覆うこと。」について

①シートの設置方法については、原則、建物の四方向に設置し、シートの高さは、撤去する石綿含有材料等の高さ以上（概ね 50 cm程度以上）が必要です。

（下図参照：屋根に石綿含有成形板が使用されている場合の例）

②シートの材質は、石綿飛散防止の観点から、メッシュシートなどの目の詰まっていないものは使用しないでください。



【補足】清掃は、以下を参考に適切に実施してください。

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」194ページ

- 取り外した材料は原則として湿潤化する。
- 原形のまま取り外した材料は、原則として切断や破碎は行わず、原形のまま取り扱う。除去時にやむを得ず切断等をした場合も、それ以上の切断等は行わない。
- 粉碎された石綿含有成形板は飛散させないように湿らせたおが屑等とともに集める。
- 粉じんの飛散が多い場合は、エアレススプレーや噴霧器により水又は薬液を散布することが望ましく、その後、高性能真空掃除機にて清掃を行う。
- 防音シートや防音パネルに付着した石綿を含む汚れを濡れ雑巾や高性能真空掃除機にて十分に取り除いたあと、場外へ搬出する。
- 作業床（足場）等の仮設機材についても、濡れ雑巾や高性能真空掃除機等で十分に粉じん等の汚れを取り除いたあと解体し、場外へ持ち出す。



（４）石綿セメント管の除去作業

- 条例により、石綿セメント管の除去作業について作業基準を定めています。

表 7-4-4 作業の種類ごとの作業基準（石綿セメント管）

	大防法	条例
除去	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（八に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 略 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。	次に掲げる事項を遵守して作業を行うこと、又は石綿の飛散等を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 撤去する石綿セメント管を湿潤化すること。 イ 石綿の飛散等を適切に防止することのできる工法により行うこと。 ウ 撤去した石綿セメント管は、湿潤状態を保持しながら所定の場所にまとめ、細かく破碎されたものは容器への封入又は包装により密閉した上で、場外に搬出すること。

- 大防法及び条例で定める作業基準を整理すると次のとおりです。基準を遵守して作業をしてください。

大防法・条例で求める作業ごとの作業基準（石綿セメント管）	
工法	切断、破碎等することなく、そのまま取り外すこと。
湿潤化	薬液等で湿潤化すること。
清掃	作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
廃棄物の取扱い	撤去した石綿セメント管は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、細かく破碎されたものは容器への封入、包装により密閉し、場外に搬出すること。

- 清掃については、（３）石綿含有成形板の除去作業を参考としてください。

（５）その他の石綿含有建材の除去作業

表 7-4-5 作業の種類ごとの作業基準（（１）から（４）以外の石綿含有建材）

除去等	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（八に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 略 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
-----	---

- 原則、切断・破碎等せずにそのまま取り外してください。
- そのまま取り外すことができない場合には薬液等により湿潤化して、石綿の飛散を防止してください。 建材が割れる可能性がある場合などにも湿潤化することが望まれます。
- 清掃については、（３）石綿含有成形板の除去作業を参考としてください。

7-5 大気中の石綿濃度等の測定 (条例第4条、条例施行規則第4条)

- (1) から (3) の作業等については、敷地境界や作業室内等において、空気中の石綿濃度等を定期的に調査し、公表しなければなりません。
- 測定結果は、建築物等の見やすい場所に掲示してください。(作業終了までに測定結果が判明しない場合は除きます)
- 記録は 50 年間保存し、従業員などの求めに応じて閲覧対応してください。

(1) 吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去等作業で 2 日を超えるもの

調査地点	調査方法等
敷地の境界線	・作業前に 1 回以上、大気中の石綿の濃度を測定 ・作業中に 1 回以上、大気中の石綿の濃度を測定
前室の入口	・作業中に 1 回以上、大気中の石綿の濃度を測定
集じん・排気装置の排気口	・作業開始後、速やかに粉じん濃度を測定 ^{※1}
作業室内	・作業後の隔離解除前に 1 回以上、大気中の石綿の濃度を測定 ^{※2}

※1 粉じんを迅速に測定できる機器（デジタル粉じん計、リアルタイムファイバーモニター等）を用いて漏えいがないか確認し、漏えいが疑われる場合は、速やかな改善が必要です。

※2 作業終了後は、周辺への石綿の飛散を防止するために、作業室内に石綿が飛散していないことを確認したうえで、隔離を解除する必要があります。

※3 作業中は、前室入口などからの石綿の飛散（漏洩）の有無を把握することが、作業管理上、非常に重要です。

(2) 石綿成形板に係る石綿粉じん排出等作業のうち、撤去する石綿成形板の面積が 1,000m² 以上のもの

項目	内容
調査時期等	石綿粉じん排出等作業の作業中に 1 回以上
調査地点	敷地の境界線

(3) 「石綿含有材料等」を廃棄物として積替え保管又は処分する工場等

項目	内容
調査時期等	6 月を超えない期間ごと
調査地点	敷地の境界線

8 作業結果の報告等

8-1 発注者への作業結果の報告（令和3年4月1日より新たに義務付けられました）

（大防法第18条の23、大防法施行規則第16条15）

- 特定工事の元請業者は、発注者に、表8-1のとおり作業の結果を書面で報告する必要があります。
 ※ 工事全体が完了する前であっても、特定建築材料が使用されている部分の解体、改造又は補修作業が完了した時点で遅滞なく、発注者に報告してください。

表 8-1 作業結果の報告等

報告者	報告先	報告の方法	報告書 記載事項	報告書 保存期間	報告時期
元請業者	発注者	書面で報告	<ul style="list-style-type: none"> ・作業完了年月日 ・作業の実施状況の概要^(*) ・除去等が完了したことの確認（7-3）を行った者の氏名と、当該確認者が資格者であることを明らかとする事項（講習実施機関の名称等） 	元請業者が、特定工事が終了した日から3年間保存 *電子データでの保存も可	特定粉じん排出等作業が完了した時点で遅滞なく

(*)「作業の実施状況の概要」について

元請業者は、「2-6 事前調査結果の説明」の際に発注者に説明した作業の方法等について、作業基準を遵守して作業を実施したこと、説明と異なる対応をとった場合や異常が発生した場合はその旨を、写真等を用いて報告してください。

8-2 作業に関する記録の作成と保存（令和3年4月1日施行）

（大防法第18条の23、大防法施行規則第16条15）

- 特定工事の元請業者は、作業に関する記録を作成し、特定工事の終了した日から3年間保存する必要があります。記録事項等は、表8-2-1のとおりです。

表 8-2-1 作業に関する記録の記録事項等（元請業者）

記録事項	報告書 保存期間
<ul style="list-style-type: none"> ・元請業者の現場責任者の氏名・連絡場所 ・下請負人の現場責任者の氏名・連絡場所 ・特定工事の発注者の氏名、名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 ・特定工事の場所 ・特定粉じん排出等作業の種類 ・特定粉じん排出等作業を実施した期間 ・特定粉じん排出等作業の実施状況 ①除去等が完了したことの確認をした年月日・確認の結果・確認を行った者の氏名 *除去等が完了したことを確認した者の資格証、登録証等の写しを添付すること。 ②作業中に行った集じん排気装置の正常稼働の確認などの確認記録（確認年月日・確認の方法・確認の結果・確認者氏名） 	特定工事が終了した日から3年間保存

- 自主施工者が作業を行った場合は、表 8-2-2 のとおり作業に係る記録を作成・保存してください。

表 8-2-2 作業に関する記録の記録事項等（自主施工者）

記録事項	報告書 保存期間
<ul style="list-style-type: none"> ・自主施工者の現場責任者の氏名・連絡場所 ・下請負人の現場責任者の氏名・連絡場所 ・特定工事の発注者の氏名、名称、住所、法人にあつては代表者の氏名 ・特定工事の場所 ・特定粉じん排出等作業の種類 ・特定粉じん排出等作業を実施した期間 ・特定粉じん排出等作業の実施状況 ①除去等が完了したことの確認をした年月日・確認の結果・確認を行った者の氏名 <ul style="list-style-type: none"> *除去等が完了したことを確認した者の資格証、登録証等の写しを添付すること。 *「軽微な建設工事」で、自主施工者自身が完了の確認した場合を除く。 ②作業中に行った集じん排気装置の正常稼働の確認などの確認記録（確認年月日・確認の方法・確認の結果・確認者氏名） 	特定工事が終了した日から 3年間保存

8-3 石綿含有材料等処理状況等報告書（条例第 10 条の 2、条例施行規則第 9 条）

- 「5 石綿含有材料等処理予定量の届出」をした工事（届出対象特定工事等）については、作業終了後に、「石綿含有材料等処理状況等報告書（県規則様式第 4 号）」を県又は鳥取市に報告してください。
- 報告は、最終的に処理が終了した日（マニフェストの写しの送付を受けた日）から 14 日以内に行ってください。
- また、石綿含有材料等処理状況等報告書を提出する際には、8-1 で元請業者が発注者に提出した報告書の写しを添付してください。

9 罰則

- 大防法又は条例に基づき、以下の罰則が適用されます。改善勧告又は命令等に違反した場合は、その旨を公表する場合があります。
- 違反が判明した場合、建設業法等の他法令や入札参加資格者制度等により、建設業の営業停止命令や入札参加資格の停止などの処分を受ける場合があります。

大気汚染防止法	内容	罰則の内容	
	作業届の計画変更命令に従わないとき (第 18 条の 18)	6ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	第 33 条の 2
	作業基準の適合命令に従わないとき (第 18 条の 21)	6ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	第 33 条の 2
	作業届の無届出、虚偽の届出 (第 18 条の 17 第 1 項)	3ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	第 34 条第 1 号
	特定建築材料の除去等の方法の違反 (第 18 条の 19)【直罰規定】	3ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	第 34 条第 3 号
	事前調査結果の無報告、虚偽の報告 (第 18 条の 15 第 6 項)	30 万円以下の罰金	第 35 条
	災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合における、作業届の無届出、虚偽の届出 (第 18 条の 17 第 2 項)	10 万円以下の過料	第 37 条

鳥取県石綿健康被害防止条例	内容	罰則の内容	
	県作業基準の改善命令、一時停止命令に従わないとき (条例第 8 条第 2 項)	20 万円以下の罰金	第 16 条
	事前調査結果の無報告、虚偽の報告 (条例第 6 条の 4 第 1 項)	10 万円以下の罰金	第 17 条
	解体等作業の一時停止、事前調査結果の知事への報告命令に従わない時 (条例第 6 条の 5 第 2 項)		
	作業届の無届出、虚偽の届出 (条例第 7 条第 1 項)		
	報告・資料提出の拒否、虚偽の報告・資料提出、立入検査拒否等 (条例第 11 条の第 1 項)	5 万円以下の過料	第 19 条
	災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合における、事前調査結果の無報告、虚偽の報告 (条例第 6 条の 4 第 2 項)		
災害その他非常事態の発生により作業を緊急に行う必要がある場合における、無届出、虚偽の届出 (条例第 7 条第 2 項)			